

10月1日から幼児教育・保育が無償化



10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料が無償になります。無償化の対象範囲や金額は年齢や利用施設等で異なります。

なお、給食費、通園送迎費、行事費などは保護者負担です。無償化の詳細は、市ホームページで確認を(右コードからアクセス可)。



【無償化の主な対象者・対象範囲】

施設類型	保育の必要性※1	対象者※2	無償化上限額	無償化の手続き
認可保育所、認定こども園(2・3号)	必要	非課税世帯の0・1・2歳児 3・4・5歳児	なし	不要
認定こども園(1号)	不要	満3・3・4・5歳児	なし	不要
幼稚園	不要	満3・3・4・5歳児	月額25,700円	必要
預かり保育(幼稚園、認定こども園(1号))	必要	非課税世帯の満3歳児 3・4・5歳児	月額16,300円 月額11,300円	必要
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター ※3	必要	非課税世帯の0・1・2歳児 3・4・5歳児※4	月額42,000円 月額37,000円	必要
児童発達支援、保育所等訪問支援	不要	3・4・5歳児	なし	不要

※1 共働き家庭、ひとり親で働いている家庭等の理由で、保護者による該当児童の保育が困難である旨の認定。
 ※2 満3歳児は3歳の年齢に達する日から最初の3月31日までの子ども。3歳児は4月1日時点で3歳の年齢に達している子ども。
 ※3 市から確認を受けた認可外保育施設等。
 ※4 保育所、認定こども園等を利用してきていない子どもが対象。

【無償化の手続きを】

上表「無償化の手続き」が「必要」となる施設類型で無償化の対象になるためには、給付認定の手続きが必要です。10月以降に各施設を利用する人は、利用日の2週間前までに必要な申請書類を市へ提出してください。

なお、施設利用の保護者へは、利用中の施設を通じてお知らせしています。
 ▶詳しくは、幼稚園・保育所課(☎66・1009)へ。



進む、国道27号西舞鶴道路建設



国による西舞鶴道路の建設工事が進んでいます。西舞鶴道路は上安〜京田を結ぶ延長4.9キロの4車線の幹線道路で、西市街地の交通混雑の緩和や京都舞鶴港と舞鶴若狭自動車道とのアクセス改善を目指します。

西舞鶴道路の建設に併せて、府道小倉西舞鶴線(白鳥街道)の4車線化や臨港道路上安久線、市道引土境谷線の整備を進めることで、市内の道路ネットワーク

を強化し、災害時には緊急輸送路として機能します。

用地取得・工事が進む

工事を進めていく上で必要な事業用地の取得率が7月末現在で約73%(面積比)となりました。

工事は一定範囲の用地が取得できたところから行われています。今年度、工事を実施している地区は次のとおり。

- ◇境谷地区：工所用仮設道路工事
- ◇今田地区：切土・擁壁工事

市では、引き続き国や関係機関と連携し、西舞鶴道路の早期完成を目指して、用地取得などの事業を進めます。

《国・府事業推進課》

【西舞鶴道路の概要】

道路延長 / 4.9*
 区 間 / 上安～京田
 車 線 数 / 4車線
 標準幅員 / 23.25^米 (土工部)